

令和7年第3回足寄町議会定例会議事録（第1号）

令和7年9月2日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1 番	早瀬川	恵 君	2 番	井 脇	昌 美 君
3 番	榊 原	深 雪 君	4 番	矢 野	利恵子 君
5 番	田 利	正 文 君	6 番	高 橋	健 一 君
7 番	木 村	明 雄 君	8 番	細 川	勉 君
9 番	川 上	修 一 君	10 番	進 藤	晴 子 君
11 番	多治見	亮 一 君	12 番	二 川	靖 君
13 番	高 橋	秀 樹 君			

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	東海林 弘 哉 君
足寄町農業委員会会長	松 田 博 幸 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	佐々木 康 仁 君
まちづくり推進課長	赤 間 恵 一 君
こども・健康課長	石 川 建 祐 君
高齢者支援課長	林 俊 英 君
住民・出納課長	金 澤 眞 澄 君
農 林 課 長	加 藤 勝 廣 君
建設 課 長	森 岡 彰 寿 君
国民健康保険病院事務長	原 田 慎 一 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 総 務 室 長	原 田 加奈恵 君
-------------	-----------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	（加 藤 勝 廣） 君
-------------------	-------------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	角 野 慎 一 君
事 務 局 次 長	飯 野 真 有 君
総 務 担 当 主 査	遠 藤 浩 一 君

◎議事日程

- | | |
|---------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名＜P 3＞ |
| 日程第 2 | 会期の決定＜P 3～P 4＞ |
| 日程第 3 | 諸般の報告（議長）＜P 4＞ |
| 日程第 4 | 行政報告（教育長）＜P 4＞ |
| 日程第 5 | 報告承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて〔令和 7 年度足寄町一般会計補正予算（第 4 号）〕＜P 4～P 5＞ |
| 日程第 6 | 報告承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて〔令和 7 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第 2 号）〕＜P 5～P 6＞ |
| 日程第 7 | 報告第 1 0 号 専決処分の報告について（車両破損事故に対する損害賠償の額を定めることについて）＜P 6～P 7＞ |
| 日程第 8 | 報告第 1 1 号 専決処分の報告について〔令和 7 年度足寄町一般会計補正予算（第 5 号）〕＜P 7＞ |
| 日程第 9 | 報告第 1 2 号 予定価格 1, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 7～P 8＞ |
| 日程第 1 0 | 報告第 1 3 号 足寄町水道事業の業務に関する予定価格 1, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 8＞ |
| 日程第 1 1 | 議案第 8 9 号 教育委員会教育長の任命について＜P 8～P 9＞ |
| 日程第 1 2 | 議案第 9 0 号 教育委員会委員の任命について＜P 9＞ |
| 日程第 1 3 | 議案第 9 1 号 公平委員会委員の選任について＜P 9～P 1 0＞ |
| 日程第 1 4 | 議案第 9 2 号 財産の処分について＜P 1 0～P 1 1＞ |
| 日程第 1 5 | 議案第 9 3 号 足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について（足寄町デイサービスセンター）＜P 1 1～P 1 2＞ |
| 日程第 1 6 | 議案第 9 4 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について＜P 1 3＞ |
| 日程第 1 7 | 議案第 9 5 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について＜P 1 3～P 1 4＞ |
| 日程第 1 8 | 議案第 9 6 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について＜P 1 4～P 1 5＞ |
| 日程第 1 9 | 議案第 9 7 号 足寄町障害者地域生活支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例＜P 1 5＞ |
| 日程第 2 0 | 議案第 9 8 号 足寄町営大規模草地育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例＜P 1 5～P 1 6＞ |
| 日程第 2 1 | 議案第 9 9 号 足寄町水道事業給水条例及び足寄町営農用水道等条例の一部を改正する条例＜P 1 6～P 1 7＞ |
| 日程第 2 2 | 議案第 1 0 0 号 水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例＜P 1 7～P 1 8＞ |

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（高橋秀樹君） 全員の出席であります。

ただいまから、令和7年第3回足寄町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

これから、本日の会議を開きます。

本日は、教育委員会事務局丸山教育次長が欠席のため、原田教育総務室長が出席となります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時01分 休憩

午前10時09分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、4番矢野利恵子君、5番田利正文君を指名いたします。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から会議の結果の報告をお願いします。

議会運営委員会委員長、進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） 昨日開催されました、第3回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日9月2日から9月19日までの18日間とし、このうち、3日から10日までと、13日から18日までの計14日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日9月2日は、最初に議長の諸般の報告を行います。

次に、教育長からの行政報告を受けます。

次に、議案等の審議方法について申し上げます。

最初に、報告承認第5号から報告承認第6号を即決で審議したのち、報告第10号から報告第13号までの報告を受けます。

次に、議案第89号から議案第92号までと、議案第94号から議案第100号までを即決で審議いたします。

議案第93号については、文教厚生常任委員会へ付託し、会期中の委員会審査いたします。

11日は、一般質問を行います。

12日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様にご報告いたしますので、ご了承願います。

なお、議案第101号から議案第108号までの補正予算案は、後日提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

また、議案第109号から議案第111号までは、令和6年度決算審査特別委員会を設置し、休会中の審査といたします。

今定例会中に町長から追加議案が提出される予定ありますが、提出されました際に再度議会運営委員会で協議し、皆様にご報告いたしますので、ご了承願います。

なお、本会議終了後、議場において全員協議会を行いますのでよろしくお願いいたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの18日間にしたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月19日までの18日間に決定いたしました。

なお、18日間のうち3日から10日までと、13日から18日までの計14日間は休会としたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 異議なしと認めます。

よって、14日間は休会に決定いたしました。

なお、本定例会における一般質問通告書の提出期限は、9月4日木曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いいたします。

この際、報告がございます。

昨年の第3回定例会において提出され、決算認定をした「令和5年度足寄町一般会計・特別会計歳入歳出決算書」の「財産に関する調書」の一部に誤りがあり、配布の正誤表のとおり訂正したい旨、町長から文書をもって議長あてに申し出がありました。今回の誤りに関し、意見書の修正の必要はありません。

町長からの申し出のとおり、本件については、さよう訂正することにご了承を願います。

以上で、決算書の訂正に関する報告を終わります。

◎ 諸般の報告

○議長(高橋秀樹君) 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配布のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

○議長(高橋秀樹君) 日程第4 行政報告を行います。

教育委員会から教育委員会行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

教育長 東海林弘哉君。

○教育長(東海林弘哉君) 議長のお許しを頂きましたので、公用車による交通事故について、御報告いたします。

令和7年8月8日金曜日、午後1時35分頃、本町教育委員会職員の運転する車両が、生涯学習館につくられた蜂の巣の駆除後の状況を確認後、帰庁するため生涯学習館敷地から町道旭町南通へ後進した際、足寄町旭町1丁目44番地の町道に停車していた普通乗用車と接触し、相手方車両の運転席側後部フェンダー等に損傷を与えました。

事故の原因は、運転していた職員が、後方確認が不十分なまま後進したことによるもので、本事故において、双方の運転手及び同乗者にけがはありませんでした。

現在、相手方と示談に向けた協議を進めており、必要な費用の確定後、予算措置などについて、今後の議会に報告させていただく予定です。

交通事故防止に向け、今後も職員に対し、交通法規の遵守及び安全確認の注意喚起を行い、再発防止に向け取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。公用車による交通事故についての行政報告とさせていただきます。

○議長(高橋秀樹君) これで、行政報告を終わります。

◎ 報告承認第5号

○議長(高橋秀樹君) 日程第5 報告承認第5号専決処分の承認を求めることについて〔令和7年度足寄町一般会計補正予算(第4号)〕の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） 議案書 1 ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、報告承認第 5 号専決処分の承認を求めることについて提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度足寄町一般会計補正予算（第 4 号）について、下記のとおり令和 7 年 7 月 2 日付けで専決処分をしましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し御承認をお願いするものでございます。

専決処分の理由につきましては、令和 7 年 6 月 25 日に銀河クリーンセンターの井戸ポンプに故障が発生し、早急に取り替え修繕を行うため予算の補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分をしたものでございます。

専決処分した内容について、御説明申し上げます。

2 ページをお願いいたします。

令和 7 年度足寄町一般会計補正予算（第 4 号）歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 77 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 11 億 7,808 万 2,000 円とするものでございます。

歳出から申し上げますので、10 ページをお願いいたします。

第 4 款衛生費、第 2 項清掃費、第 2 目じん芥処理費、第 27 節繰出金におきまして、特別会計繰出金、資源ごみ処理等事業特別会計繰出金といたしまして 77 万 8,000 円を計上いたしました。

次に歳入について申し上げます。

同じく 10 ページになりますが、第 19 款繰入金におきまして、財源調整のため財政調整基金繰入金といたしまして 77 万 8,000 円を計上いたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、報告承認第 5 号専決処分の承認を求めることについて〔令和 7 年度足寄町一般会計補正予算（第 4 号）〕の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、報告承認第 5 号専決処分の承認を求めることについて〔令和 7 年度足寄町一般会計補正予算（第 4 号）〕の件は、原案のとおり承認されました。

◎ 報告承認第 6 号

○議長（高橋秀樹君） 日程第 6 報告承認第 6 号専決処分の承認を求めることについて〔令和 7 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第 2 号）〕の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

住民・出納課長 金澤眞澄君。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） 13 ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、報告承認第

6号専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり令和7年7月2日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認をお願いするものでございます。

専決処分の理由でございますが、令和7年6月25日に銀河クリーンセンターの井戸ポンプに故障が発生し、早急に取り替え修繕を行うため、予算の補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分をしたものでございます。

専決処分をした内容を御説明申し上げますので、14ページをお願いいたします。

令和7年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第2号）、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ195万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,938万4,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

22ページをお願いいたします。

第2款施設費、第1項施設管理費、第1目施設管理費、第14節工事請負費につきまして、銀河クリーンセンター井戸ポンプ更新工事といたしまして、195万8,000円を計上いたしました。

次に、歳入につきましては、第2款分担金及び負担金、第1項負担金におきまして、本別町負担金としまして78万3,000円、陸別町負担金としまして39万7,000円をそれぞれ計上し、第4款繰入金、第1項他会計繰入金におきまして、施設管理費繰入金としまして77万8,000円を計上いたしました。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、報告承認第6号専決処分の承認を求めることについて〔令和7年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第2号）〕の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、報告承認第6号専決処分の承認を求めることについて〔令和7年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第2号）〕の件は、原案のとおり承認されました。

◎ 報告第10号

○議長（高橋秀樹君） 日程第7 報告第10号専決処分の報告について（車両破損事故に対する損害賠償の額を定めることについて）の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 森岡彰寿君。

○建設課長（森岡彰寿君） 議案書25ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、報告第10号専決処分の報告について、御説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり車両破損事故に対する損害賠償の額を定めることについて、令和7

年8月7日付けで専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれを御報告するものでございます。

1、損害賠償の総額は1万5,114円でございます。

2、事故発生の場所、日時等につきましては、別紙として26ページに添付してございます、示談書に記載のとおりでございます。

また、示談の成立に伴いまして、今後双方とも異議申立て等をしないことを誓約しております。

次に、27ページを御覧ください。

事故の概要につきましては、令和7年6月3日午後3時30分頃、足寄町西町5丁目2番4地先の路上において、相手方の運転する車両が通過する際に、道路に陥没箇所があったため、助手席側後輪が落ち、タイヤ及びホイールに損傷を与えたものでございます。

なお、この事故で運転手にけがはございませんでした。

事故の原因につきましては、町道の舗装が経年により劣化、摩耗していたことにより陥没が生じていたためでございます。

過失割合につきましては、足寄町の過失が30%、相手方の過失が70%でございます。

28ページに事故発生現場の状況図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

今後につきましては、このような事故が起きないように、町道の適切な維持管理に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（高橋秀樹君） これにて、報告を終わります。

◎ 報告第11号

○議長（高橋秀樹君） 日程第8 報告第11号専決処分の報告について〔令和7年度足寄町一般会計補正予算（第5号）〕の

件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） 29ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、報告第11号専決処分の報告につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年度足寄町一般会計補正予算（第5号）について、下記のとおり令和7年8月7日付けで専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを御報告するものでございます。

補正予算の内容について、御説明を申し上げます。

30ページをお願いいたします。

令和7年度足寄町一般会計補正予算（第5号）歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ111億7,809万8,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、報告第10号で御報告いたしました、車両事故に伴います賠償金1万6,000円の歳出計上と、その財源といたしまして自動車共済金を同額計上するものでございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、報告を終わります。

◎ 報告第12号

○議長（高橋秀樹君） 日程第9 報告第12号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） 議案書41ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、報告第12

号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり御報告するものでございます。

令和7年5月20日から令和7年8月14日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により、御報告する工事又は製造の請負は、42ページに添付しております別紙のとおり8件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君）これにて、総務課長からの報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君）質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 報告第13号

○議長（高橋秀樹君）日程第10 報告第13号足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 森岡彰寿君。

○建設課長（森岡彰寿君）議案書43ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、報告第13号足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について御説明申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり御報告するものでございます。

44ページの別紙を御覧ください。

令和7年5月20日から令和7年8月1

4日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第2号の規定により、御報告する工事又は製造の請負は、南5丁目仲通整備工事に伴う配水管移設工事1件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君）これにて、建設課長からの報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君）質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

東海林教育長は、除斥をお願いいたします。

◎ 議案第89号

○議長（高橋秀樹君）日程第11 議案第89号教育委員会教育長の任命についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君）ただいま議題となりました、議案第89号教育委員会教育長の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町教育委員会教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

提案する方につきましては、氏名、東海林弘哉氏で、住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

提案理由につきましては、令和7年9月30日に任期満了となることから、再任をお願いするものでございます。

東海林氏の学歴、職歴等の略歴につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、議案第 89 号教育委員会教育長の任命についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第 89 号教育委員会教育長の任命についての件は、同意することに決定いたしました。

◎ 議案第 90 号

○議長（高橋秀樹君） 日程第 12 議案第 90 号教育委員会委員の任命についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第 90 号教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

提案する方につきましては、氏名、岡田美子氏で住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

提案理由につきましては、令和 7 年 10 月 10 日に任期満了となることから、再任をお願いするものでございます。

岡田氏の学歴、職歴等の略歴につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、議案第 90 号教育委員会委員の任命についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第 90 号教育委員会委員の任命についての件は、同意することに決定いたしました。

◎ 議案第 91 号

○議長（高橋秀樹君） 日程第 13 議案第 91 号公平委員会委員の選任についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第 91 号公平委員会委員の選任について提案理由の御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

提案する方につきましては、氏名、鈴木利邦氏で住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

提案理由につきましては、令和 7 年 9 月 26 日をもって任期満了となることから、再任をお願いするものでございます。

鈴木氏の学歴、職歴等の略歴につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、議案第 91 号、公平委員会委員の選任についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第 91 号公平委員会委員の選任についての件は、同意することに決定いたしました。

◎ 議案第 92 号

○議長（高橋秀樹君） 日程第 14 議案第 92 号財産の処分についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 森岡彰寿君。

○建設課長（森岡彰寿君） 議案書 51 ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第 92 号財産の処分について提案理由の御説明を申し上げます。

下記の財産を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、

議会の議決をお願いするものでございます。

財産の種別は土地でございます。

52 ページをお願いいたします。

財産の所在地は、別紙のとおり、足寄郡足寄町下愛冠 3 丁目 1 番 4、ほか合計三筆でございます。

面積につきましては、三筆合計で 1 万 1,760.95 平方メートルでございます。

地目につきましては、1 番 4 及び 1 番 5 が宅地、1 番 16 が公衆用道路となっております。

51 ページにお戻りください。

処分価格につきましては、2,890 万円となっております。

契約の相手方は、52 ページ別紙に記載のとおり、足寄郡足寄町西町 7 丁目 3 番地の 8、道東建設工業株式会社、代表取締役辻泰治氏でございます。

処分理由でございますが、旧公営住宅北星団地跡地等の有効活用と、有利な価格で売却できる見込みであるためでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 92 号財産の処分についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第92号財産の処分についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第93号

○議長(高橋秀樹君) 日程第15 議案第93号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について(足寄町デイサービスセンター)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

高齢者支援課長 林 俊英君。

○高齢者支援課長(林 俊英君) 議案書53ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第93号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について、足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定する公の施設の名称は、足寄町デイサービスセンターです。

指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人足寄町社会福祉協議会でございます。住所、代表者は、議案書に記載のとおりとなっております。

指定期間でございますが、令和7年11月1日から令和10年3月31日までの2年5か月間でございます。

次に、指定管理者の選定経過について申し上げます。

指定管理者の候補者の選定方法についてでございますが、令和7年8月7日に開催された足寄町公の施設に係る第1回指定管理

者選定委員会において、指定管理候補者の募集基準を審査し、足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらず指定管理候補者を選定することとなり、指定管理者の候補者として、社会福祉法人足寄町社会福祉協議会と協議を行うこととなりました。

次に、指定管理候補者の選定についてでございますが、令和7年8月20日に社会福祉法人足寄町社会福祉協議会から指定管理者申請書の提出を受け、令和7年8月22日に足寄町公の施設に係る第2回指定管理者選定委員会を開催し、選定基準に照らし総合的に審査しました。

その結果、社会福祉法人足寄町社会福祉協議会が指定管理者の候補として選定されたところであります。

指定管理者の選定理由でございますが、1点目といたしまして、足寄町社会福祉協議会は、町内の社会福祉事業を行う中核的組織として、利用者の平等利用の確保、及び町と緊密に連携した事業を実施できる唯一の団体であること。2点目としまして、足寄町社会福祉協議会は、町内の福祉サービス事業に精通しており、これまでデイサービス事業を実施してきたノウハウを活用し、町と協力して足寄町デイサービスセンターの効用を最大限に発揮でき、また、管理経費においても町が積算した金額内に抑えられていること。3点目といたしまして、足寄町社会福祉協議会は、足寄町地域支え合いセンター、足寄町生活支援長屋、足寄町認知症高齢者グループホームの管理運営を現在適切に行っており、当該施設の管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。最後に4点目といたしまして、これまでの当該施設の管理運営実績から見て、足寄町デイサービスセンターを運営する能力があると判断できること。このような理由から選定されたところでございます。

次に、資料といたしまして、添付しております足寄町デイサービスセンター指定管

理者基本協定書案の概要について御説明申し上げます。

56ページをお開き願います。

まず、56ページ、第1章の総則であります。本協定の目的、指定管理者の指定の意義等について規定しております。

57ページ、第2章では、本業務の範囲と実施条件について、足寄町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例に基づき、業務の範囲と業務実施条件を規定しております。

58ページ、第3章では、本業務を実施する上での関係法令等の遵守、管理施設の修繕等、緊急時の対応、情報管理等を規定しております。

60ページ、第4章では、備品等の取扱いについて、町の備品及び指定管理者が調達する備品等を規定しております。

第5章の業務実施に係る甲の確認事項については、町が指定管理者に事業計画書及び事業報告書等の提出を求め、業務実施状況の確認を行い、その結果、条件を満たしていないときには改善勧告をする規定としております。

61ページ、第6章の指定管理料及び利用料等については、指定管理料の支払いや指定管理料の変更、利用料等を指定管理者の収入とすること、利用料金の決定について規定しております。

62ページ、第7章の損害賠償及び不可抗力ですが、事故等の発生に伴う損害賠償が生じた場合や、大雨洪水、地震発生の場合など、不可抗力による被害等が発生した場合のリスク負担等について規定しております。

63ページ、第8章では、指定期間の満了について、業務の引継ぎ、原状回復の義務、備品等の扱いについて規定しております。

64ページ、第9章では、指定期間満了以前の指定の取消しについて、町及び当指定管理者が指定を取り消す場合について規

定しております。

65ページ、第10章はその他であります。権利・義務の譲渡の禁止、連絡調整会議等の設置、指定管理者の自主事業の取扱いについて規定しております。

68ページからは、用語の定義、管理物件、リスク分担表、個人情報取扱特記事項について規定し、最後に仕様書を添付させていただいております。

なお、事業実施に当たっては、本協定書に基づき、本議会に指定管理料の債務負担行為の補正を計上しております。

以上のとおり提案させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第93号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について（足寄町デイサービスセンター）の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について（足寄町デイサービスセンター）の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告を願います。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時59分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎ 議案第 94 号

○議長（高橋秀樹君） 日程第 16 議案第 94 号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。
総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） 79 ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第 94 号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更するものでございます。

変更内容について申し上げます。

令和 7 年 3 月 31 日付けで、江差町・上ノ国町学校給食組合が解散し、北海道市町村職員退職手当組合を脱退することに伴い、規約の一部を変更するものでございます。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削るものでございます。

附則におきまして、この規約は総務大臣の許可の日から施行することを定めております。

80 ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 94 号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第 94 号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 95 号

○議長（高橋秀樹君） 日程第 17 議案第 95 号北海道市町村総合事務組合理約の変更についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） 81 ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第 95 号北海道市町村総合事務組合理約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を次のとおり変更するものでございます。

変更内容について申し上げます。

令和 7 年 3 月 31 日付けで江差町・上ノ国町学校給食組合が解散し、北海道市町村総合事務組合を脱退することに伴い、規約の一部を変更するものでございます。

別表第 1、檜山振興局（11）の項中「（11）」を「（10）」に改め、「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削り、別表

第２の９の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削るものでございます。

附則におきまして、この規約は北海道知事の許可の日から施行することを定めております。

８２ページ、８３ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第９５号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第９５号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第９６号

○議長（高橋秀樹君） 日程第１８ 議案第９６号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） ８５ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第９６号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第２８６条第１項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更するものでございます。

変更内容について申し上げます。

令和７年３月３１日付けで江差町上ノ国町学校給食組合を解散し、北海道町村議会議員公務災害補償等組合を脱退することに伴い、規約の一部を変更するものでございます。

別表第１中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削るものでございます。

附則におきまして、この規約は総務大臣の許可の日から施行することを定めております。

８６ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第９６号北海道町村議会

議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第96号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第97号

○議長(高橋秀樹君) 日程第19 議案第97号足寄町障害者地域生活支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

こども・健康課長 石川建祐君。

○こども・健康課長(石川建祐君) 議案書87ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第97号足寄町障害者地域生活支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第28項にて定義されている福祉ホームについて、同法の改正により第5条第29項に繰り下がることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容について申し上げます。

足寄町障害者地域生活支援センター設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第5条第28項」を「第5条第29項」に改める。

附則におきまして、この条例は令和7年10月1日から施行することとしております。

なお、88ページに新旧対照表を添付し

ておりますので、御参照ください。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(高橋秀樹君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第97号足寄町障害者地域生活支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第97号足寄町障害者地域生活支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第98号

○議長(高橋秀樹君) 日程第20 議案第98号足寄町営大規模草地育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

農林課長 加藤勝廣君。

○農林課長(加藤勝廣君) 議案書89ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第98号足寄町営大規模草地育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、利用料金の一部を改正するもので、改正内容としては、牧場の利用料金は昭和62年から38年間税抜価格の基本料金の改正を行っておらず、平成18年度より指定管理者として足寄町農業協同組合が管理を行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、牛乳の消費の落ち込みから乳用牛の生乳出荷抑制における経産牛の早期淘汰事業等による乳用牛の減少、及び町内のみならず、酪農家の廃業による入牧牛の減少、及び飼料費、燃料費、資材費、肥料費、人件費等物価の高騰などから、令和2年の1日1頭当たり必要経費は75.9円であったものが、令和6年には153.8円に上昇したため、牧場経営の悪化が見込まれ、経営の安定化を行うため上昇分相当額として80円の料金改正を行うものです。

ただし、夏期放牧料金につきましては、濃厚飼料を与えないため、飼料費上昇分を控除し、1日1頭当たり肉用牛、乳用牛、馬の町内、道内、道外それぞれ税抜50円、冬期舎飼料金につきましては、同じくそれぞれ1日1頭当たり税抜80円を値上げ改正するものでございます。

なお、利用料金につきましては、条例第8条第2項、及び指定管理者基本協定書第25条において、規定する利用料金の範囲内で指定管理者が定めるとしていることから、農協として預託頭数減少による事業収入の減少、人件費の見直し、機械更新や牛舎改築等に伴う支出の増加があっても、安定的に牧場運営を継続できる料金設定として、夏期放牧料金でそれぞれ税抜40円、冬期舎飼料金でそれぞれ税抜60円の改正を予定しています。

ただし、馬については、現行利用料金が牛の改定予定料金を上回っており、利用頭

数も大勢に影響がなく、馬産振興策として据え置くこととしています。

なお、附則におきましてこの条例は公布の日から施行することとしており、92ページから93ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願いたします。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第98号足寄町営大規模草地育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第98号足寄町営大規模草地育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第99号

○議長（高橋秀樹君） 日程第21 議案第99号足寄町水道事業給水条例及び足寄町営農用水道等条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めま

す。

建設課長 森岡彰寿君。

○建設課長（森岡彰寿君） 議案書 9 5 ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第 9 9 号足寄町水道事業給水条例及び足寄町営農用水道等条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、災害その他非常時の場合にあって、地元の給水装置工事事業者の確保が困難と判断される場合において、宅内配管を早急に復旧するとともに、被災地における給水装置工事の適正な実施を図るための業者の確保を可能とするために、関係条例の改正を行うものでございます。

改正内容について申し上げます。

9 5 ページの改め文の朗読は省略させていただきます。新旧対照表により御説明いたしますので、9 6 ページをお願いいたします。

改め文の第 1 条による改正につきましては、足寄町水道事業給水条例の一部を改正するもので、第 8 条第 1 項にただし書として、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長又は他の市町村長が指定した指定給水装置工事事業者による工事の施行を認める場合の特例を加えるものでございます。

続きまして、改め文の第 2 条による改正につきましては、足寄町営農用水道等条例の一部を改正するもので、第 9 条第 1 項にただし書として改め文の第 1 条と同内容の特例について加えるものでございます。

9 5 ページにお戻りください。

附則におきまして、この条例は令和 7 年 1 0 月 1 日から施行することとしております。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 9 9 号足寄町水道事業給水条例及び足寄町営農用水道等条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第 9 9 号足寄町水道事業給水条例及び足寄町営農用水道等条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 1 0 0 号

○議長（高橋秀樹君） 日程第 2 2 議案第 1 0 0 号水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長 森岡彰寿君。

○建設課長（森岡彰寿君） 議案書 9 9 ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第 1 0 0 号水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が一部規定を除き、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行され

ることに伴い、同法第19条が適用される地方公務員の部分休業制度において、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で、1日の勤務時間の全部、又は一部について勤務しないことを選択できるようにするとともに、部分休業の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引上げられたことから、企業職員についても同様の対応をするため改正を行うものでございます。

改正内容について申し上げます。

99ページの改め文の朗読は省略させていただきますので、新旧対照表により御説明いたしますので、100ページをお願いいたします。

第14条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、勤務時間の「一部」を「全部又は一部」に改めるものでございます。

99ページにお戻りください。

附則におきまして、この条例は令和7年10月1日から施行することとしております。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第100号水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関

する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第100号水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎ 散会宣告

○議長（高橋秀樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、9月11日午前10時より開会いたします。

大変御苦労さまでございます。

午前11時37分 散会

